

広島県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二田総長室の項中 「田総長室」を 「田総」を

「会計管理局」を 「会計総務室」に改め、同表県民生活部の項

中 「大学企画管理室」を 「学事室」に改め、同表学振興室

「保安」を 「消防・保安室」に改め、同表福祉保健部の項中 「国保医療
子ども犯罪被害防止
策プロジェクトチーム

「通信管理室」を 「通信管理室」に改め、同表商工労働部の項

中 「立地・物流推進室」を 「立物」を 「企業立地推進室」に改め、

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。